

第2回摂津市地域福祉計画推進協議会

議事録

開催日時	令和6年3月19日(火) 午後2時00分～午後3時10分
開催場所	摂津市立地域福祉活動支援センター
出席者 (委員)	松木委員(会長)、榎谷委員(副会長)、下村委員、樋野委員、渡邊委員、橋本(眞)委員、森山委員、北岡委員、平田委員、井川委員、中井委員、溝口委員、久保田委員、橋爪委員、浅岡委員、市川委員、永井委員
欠席者	橋本(和)委員、望田委員
事務局	谷内田次長、木下副理事(福祉事務所長)、浅尾課長、西村課長代理、杉山係長、松井副主査
オブザーバー	社会福祉協議会 川島課長、本庄 CSW 摂津市 人権女性政策課 由井課長、生活支援課 三野主査、保健福祉課 上野係長
議題	1. 重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業の実施について 2. その他
資料	資料1 重層的支援体制整備事業について

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
会長	<p>資料確認、委員挨拶</p> <p>能登半島地震から数か月が経過しました。この間、なかなか支援が届かないという問題が発生しています。また、公的な支援や、ボランティアの在り方など、様々な議論があります。公と民間がどのように手を取り合って、支援体制を構築していくか、今まさに被災地で議論されているところではありますが、これは被災地に限った話ではないと考えています。</p> <p>地域福祉の推進には、公民協働の考え方が大切だと思います。公と民間のセクターやボランティアが手を取り協力しあい上下関係なく協力していくことが大切で、本日の議題である、重層的支援体制整備事業は、まさにこの部分を、どのように整えて、体制を構築していくか、という話になる。本日の協議が実りのあるものになればと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>1. 重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業の実施について</p> <p>次第に沿いまして、まずは、議題1「第4期摂津市地域福祉計画進行管理表について」のご報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局より、重層的支援体制整備事業の実施についてご説明させていただきます。</p> <p>1 ページ目をご覧ください。</p> <p>国では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受けて」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会として、地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。</p> <p>これを踏まえ、社会福祉法第4条では、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。と、規定されています。</p> <p>また、社会福祉法第106条の3には、市に求められる取組について、地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題に向けた支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>と規定されており、そのための具体的な手段として、社会福祉法第106条の4で、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため重層的支援体制整備事業を行うことができる。と規定されています。</p>

2 ページ目には、社会福祉法第 106 条の 3 について、詳しく記載されています。市長村は、地域の実情に合わせて、包括的な支援体制の整備のために、以下の 1～3 の施策を積極的に実施し、地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題に向けた支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとするに記載されています。

① 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備

※地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民交流の場・活動拠点の整備、住民への研修

② 地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備

※相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、自治会、民生委員・保護司等の 地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握

③ 地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築

※支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議、検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

の 3 つです。

3 ページでは社会福祉法第 106 条の 4 について細かく説明しており、市長村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができると記載されています。

重層的支援体制整備事業について、実施しないといけない事業は、これから説明する 4 つです。

① 庁内外連携体制の構築の取組・・・社会福祉協議会との連携強化や、庁内の部署間の壁を低くして、それぞれの業務内容、守備範囲を理解することで、顔の見える関係性を構築する。

② 多機関協働の取組・・・支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

③ アウトリーチを通じた継続的支援の取組・・・支援を要する本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行う。住民通しの支えあい。民生委員の訪問活動など、ゆるやかなつながりづくりも含む。

④ 参加支援の取組・・・社会とのつながりをつくるための支援、本人への定着支援と受け入れ先のマッチングなどを行う。

この1～4は、具体的な体制や手法、手順は示されておらず、自治体の状況に応じた整備を進めることとされています。また、重層的支援体制整備事業の体制を整備するために、最長3年間の移行準備事業を実施することができます。

摂津市では、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けて、令和4年度から、人権部門にあった、「相談業務等連絡会」の担当者会議を、「重層事業を検討する会議」に位置付けて、庁内の相談業務を持つ部署と、社会福祉協議会を構成メンバーに、摂津市にあった、重層的な支援の体制について、議論を重ねてきました。

令和5年には本格的に「重層的支援体制整備事業」の実施を検討・準備するため、人権の相談業務等連絡会議を吸収するかたちで、「摂津市相談支援体制推進ネットワーク会議」を立ち上げ、会議の事務局は、保健福祉課と、社会福祉協議会とこの2者で担うと定めています。また、同事業を推進する、大阪府、大阪府社会福祉協議会の支援も受けながら、事例検討や、先進的に事業を実施している他市職員を招いての研修会を行うなど、令和6年度からの体制づくりを進めてきました。(会議開催実績 令和4年 ネットワーク2回、令和5年 ネットワーク3回 4部門2回)

この会議体で複数回の議論を重ね、令和6年度から、重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業を始めることを決定いたしました。摂津市では、必須事業である「庁内外連携体制の構築の取組」と、「多機関協働の取組」から着手し、「アウトリーチを通じた継続的支援の取組」と、「参加支援の取組」は段階的に検討していきます。

新たに相談支援体制を整えるとなると、体制構築の考え方としては、総合的に受け止める窓口やとりまとめの担当部署をつくる方法も考えられますが、特定の部署、特定の職員に依存するかたちになってしまうと異動に伴って機能が退化したり、持続可能性に課題が生じます。実際に、支援を受ける大阪府からも、同様の事例を報告いただいています。

摂津市での庁内外連携体制の構築の取組は、4ページのように、制度間の壁は残しつつ、壁を低くして風通しを良くしていきます。

引き続きネットワーク会議を開催し、庁外機関である社会福祉協議会との連携強

化しつつ、今ある縦割り（制度間）の壁をあくまでも残しながら、壁を低くして風通しを良くすることで、それぞれの業務内容、守備範囲を理解し、顔の見える関係性を構築していきます。

一見してわかる大きな変化を加えるわけではありませんが、支援の体制を強化して、支援の質をあげていくものと理解いただければと思います。

5 ページは、令和 6 年度からの体制についてです。多機関協働の取組は、令和 6 年からの移行準備に合わせた新たな取組として、①分野横断的に対応し、全体のコーディネーターの役割を担う、相談支援包括化推進員を配置、②各相談機関に、事業を正しく理解し、主体的に関わる、重層推進員を配置③多機関協働の取組のみならず、重層事業全体に深く関わる、社協 CSW の増員、を行います。

また、重層的支援会議では、支援関係機関が関わり、複合的な課題を抱えるなど単独での支援が難しいケースの支援プランの作成などを行います。使用する様式や、会議にかける基準などについても、ネットワーク会議にて議論し、かたちを創りました。

6 ページでは、事業全体のイメージを記載しています。

どの部署で相談を受けても、必要に応じて必要な機関につながっていくため、部署間の壁を低くし、連携体制を整えていきます。また、一つの課だけで解決できない複合的な課題は、新たに配置される包括化推進員が整理して、必要に応じて多機関で対応します。

一旦課題が解決できた事案についても、その後も継続した支援が必要なケースなどは、CSW が伴走型の支援として、その後も継続訪問するなどの活動を続けていくなど、「アウトリーチを通じた継続的な取組」をおこない、「参加支援」、「地域づくり」につないでいくという流れです。

地域づくりの部分では、協議会委員の皆様も、それぞれの団体等の構成員として、活動いただいております。自治会活動や、校区福祉のサロン、老人クラブの活動など、地域の活動で、支援者を受け止めて、地域の輪に加えていくことで、その人の居場所や役割づくりにつなげていきたいと思っています。

この図の多機関協働に関わる市の機関や、医療に関わる病院、保健所、事業所、地域団体などを含めて、重層の輪を広げていくことになるかと認識しています。

その中で、市が関わるフォーマル（公式）な部分と、地域が行う任意の地域づくりなどのインフォーマル（非公式）な部分は、フォーマルが責任も持ちつつ、インフォーマルに関わる方々に、働きかけて協力を仰ぐという流れになるかと考えております。また、アウトリーチや地域づくりについては、今もすでに地域にあるものと認識していますが、改めて、地域にどのような資源があるかを、整理していきたいと考えています。

	<p>7ページは、事業の今後のスケジュールについてです。7ページについては、あくまでも現時点でのイメージで、事業の本格実施の時期や、人員配置等については、今後関係機関とも協議しながら進めてまいります。現時点では未定ですが、「参加支援」や「地域づくり」に関する補助制度など、地域資源に対しての支援策も検討していければと考えております。</p> <p>8ページは、令和5年12月時点での、重層事業実施自治体です。</p> <p>実施している自治体は大阪府下で11市町。それぞれが試行錯誤しながらすすめていると聞いています。決まった形がない分、摂津市でも試行錯誤しながら、かたちを整えていくことになる。</p> <p>重層事業を成功させるためには、福祉部門だけでは到底対応できず、庁内のあらゆる部局や、地域も巻き込んだ支援体制の構築が不可欠です。皆様のご協力をお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、今のご説明に付随して皆様のほうからご質問ご意見等があればお伺いいたします。いかかでしょうか？</p>
委員	<p>第1回の会議でも、重層事業について検討を進めていると説明があった。その取り組みが、資料のような形となり、具体的に進んでいくという認識で良いか。</p> <p>また、この取組をすすめていくことで、これまで支援の網から漏れていた人を支援していけるということか。</p>
事務局	<p>ご認識のとおりです。</p>
委員	<p>市内で、このような包括的な支援体制を構築する取組が進められていくことは、非常に心強い。ぜひ、前向きに進めてほしい。</p> <p>地域福祉関係の団体は、我々も含めて担い手不足で、苦勞しているが、地域の方のちょっとした変化を見逃さず、協力していきたいと思う。</p>
司会	<p>よろしいでしょうか。この議題については一旦終了しまして、次の議題に移りたいと思いますがよろしいでしょうか？</p> <p>では、次の議題に移ります。議題2、その他について、事務局からご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>2. その他</p> <p>その他の案件として、来年度の開催予定について説明させていただきます。令和6年度も、地域福祉計画の進捗管理について会議を開催させていただき予定として</p>

	<p>おりますので、ご協力をお願いいたします。また、重層事業の進捗についてもご報告させていただきます。</p> <p>皆さまにご審議いただき、地域福祉計画については、令和8年に、次期計画の策定を予定しており、これに伴い、令和7年に改定作業を進めていくこととなりますので、こちらにつきましても、引き続きよろしくをお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございます。ご質問がないようですので、本日の議事はこれで終了させていただきます。皆様のご協力によりまして、非常にスムーズに議事進行できたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございます。それでは、事務局に司会をお返しいたします。</p>
事務局	<p>みなさまがたにおかれましては、長時間にわたりご審議いただきまことにありがとうございました。これをもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>